

## ■学校経営のポイント

### 教基法の「政治教育」充実が重要課題

若井 彌一

7月5日、大臣就任から10日に満たない震災復興担当大臣が辞任に追い込まれた。

7月3日に岩手県庁と宮城県庁を訪れた際、知事を相手にした言動の一部がテレビ報道され、「知恵を出さないやつは助けない」「九州の人間だから、東北が、何市がどこの県とか、わからんのだ」（岩手県庁で）、「県でコンセンサスを得ろよ。そうしないと、われわれは何もしないぞ」（宮城県庁で）などの言動の内容と、威圧的とも思われる態度が視聴者（とくに被災地の人々）の強い反発を招いた結果であった。

#### “知・義・理・愛”は政治家・教師に不可欠

ところで、今回の大臣辞任騒動は、①復興大臣としての知性（その具体的能力としての教養・知識）、②人間として何を重んじて生きていくべきかの信念（信条）、③ものごとを一時的・一面的な感情に流されずに合理的にとらえて対応できる総合的な状況判断力（思考力を含む）、④関係する人々への適度な慈愛と敬愛の心（態度を含む）——これら全般について、テレビ視聴者が素朴な疑念や反感を抱き、その動きがまた、当の大臣と首相にも伝わったことに至ったドタバタ劇であった。

思うに、①知性、②道義の心、③理性、④慈愛・敬愛の心は、人間が社会的存在と健全かつ円滑な人間関係を維持していくうえで、もっとも基本的な要素または資質である。

その意味では、特定の人々ではなくすべての国民に必須の基本要素というべきものであるが、政治や教育を生業としていく人々には、なお厳しく求められることも当然の理であろう。

とりわけ、公職選挙法に基づく選挙により、現に

「国会における代表者」（憲法前文）の地位にある人々には、好き嫌いに関係なく、ときとして①～④の程度が厳しく試される場面があり、今回は、本人にとっては不本意にも、その結果として、強烈なマイナス印象を多くの人々に与えてしまい、辞任ということになった。

#### 教基法の「政治教育」の充実が課題

ところで、今回の辞任騒動は、教育の世界とまったく無縁な出来事ではない。旧教育基本法の条文表現に最小の手直しをしたものが現行第14条である。

14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

教育基本法の条文表現としては、これで十分と思われる人々も少なくないであろうが、筆者は、以前からやや物足りなさを感じている。

「国会における代表者」に必要とされる基本的資質は、教育により涵養していく旨の積極的な条文に改めるとともに、現行の第14条2項は、1項のただし書きとして、教育実践上の留意事項の趣旨であることを明確にしたほうがよいと思われる。

そうは言っても、現状の国会運営の混乱続きのなかでは直ちに教育基本法改正は期待できそうもない。

各学校では、今回の事例を繰り返さなくてすむように、この国の政治機能向上を可能にする、リアリティに富んだ政治的教養に資する洗練された教育活動（授業）の展開に努めたいものである。

（わかい・やいち＝上越教育大学長）

★本紙は<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●最新刊好評発売中！ 指導要録にそのまま生かせる单元ごとの所見文例と子どもへの言葉かけ！

### 小学校『一人ひとりの子どもが輝く 通知表記入文例集』

加藤 明(兵庫教育大学大学院教授)【編】

A5判 200頁／定価 2100円

■研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）